

資料
男女共同参画会議
影響調査専門調査会

喜多村悦史
総括政策研究官
内閣府経済社会総合研究所

社会構造の基調変化

少子高齢社会、安定経済成長時代の到来等を背景として、世帯構造や家族の機能、雇用慣行がいずれも大きく変化し、個人が家族や職場など一つの「場」に全面的に帰属していくことが困難になりつつあり、一人一人の努力が求められてきている。一方、個人の意識の中でも、自ら人生設計を行い、それに適合した自己実現の「場」を望む志向が高まってきている。

平成13年版厚生労働白書「はじめに」

「安心」と「安定」を支える社会保障制度

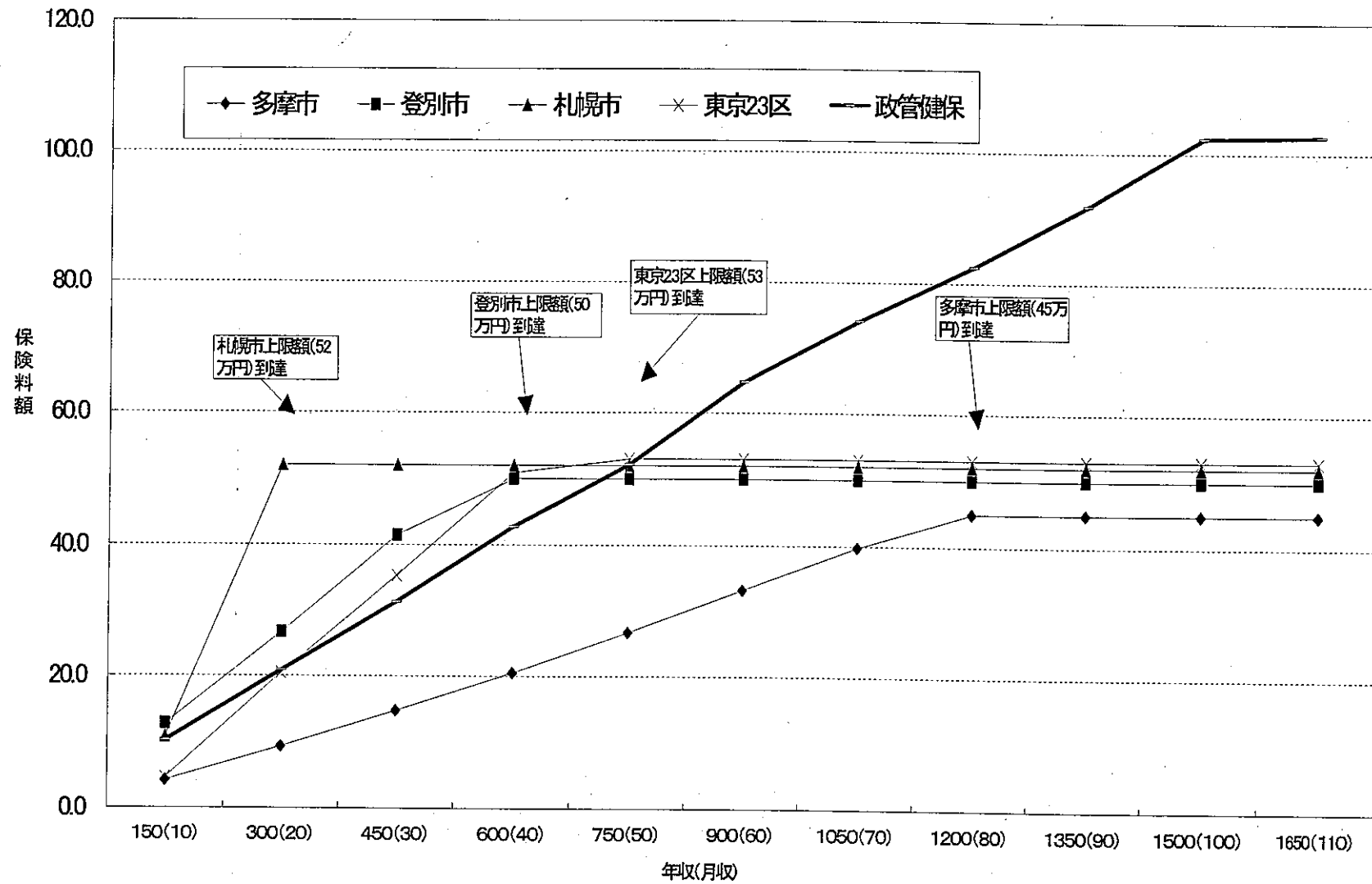
- 社会保障制度は、国民の生涯設計におけるセーフティネット
- 制度への信頼確保には、「分かりやすい」制度であることが不可欠
- 世代間の給付と負担の均衡を図り、持続可能な制度への再構築
- 個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の変化を踏まえ、男女共同参画社会、生涯現役社会への適合

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針より(平成13年6月26日閣議決定)

医療保険の保険集団

種類	加入者 万人	保険料%	国庫負担
政管 1	3700	8.5+1	13.0
組合 1700	3200	5.6~9.5	定額
船員 1	20	8.8	13.0
共済 70	1000	8前後	なし
国保組合 160	400	定額	32~52
市町村国保3200	4500	応能+応益	50

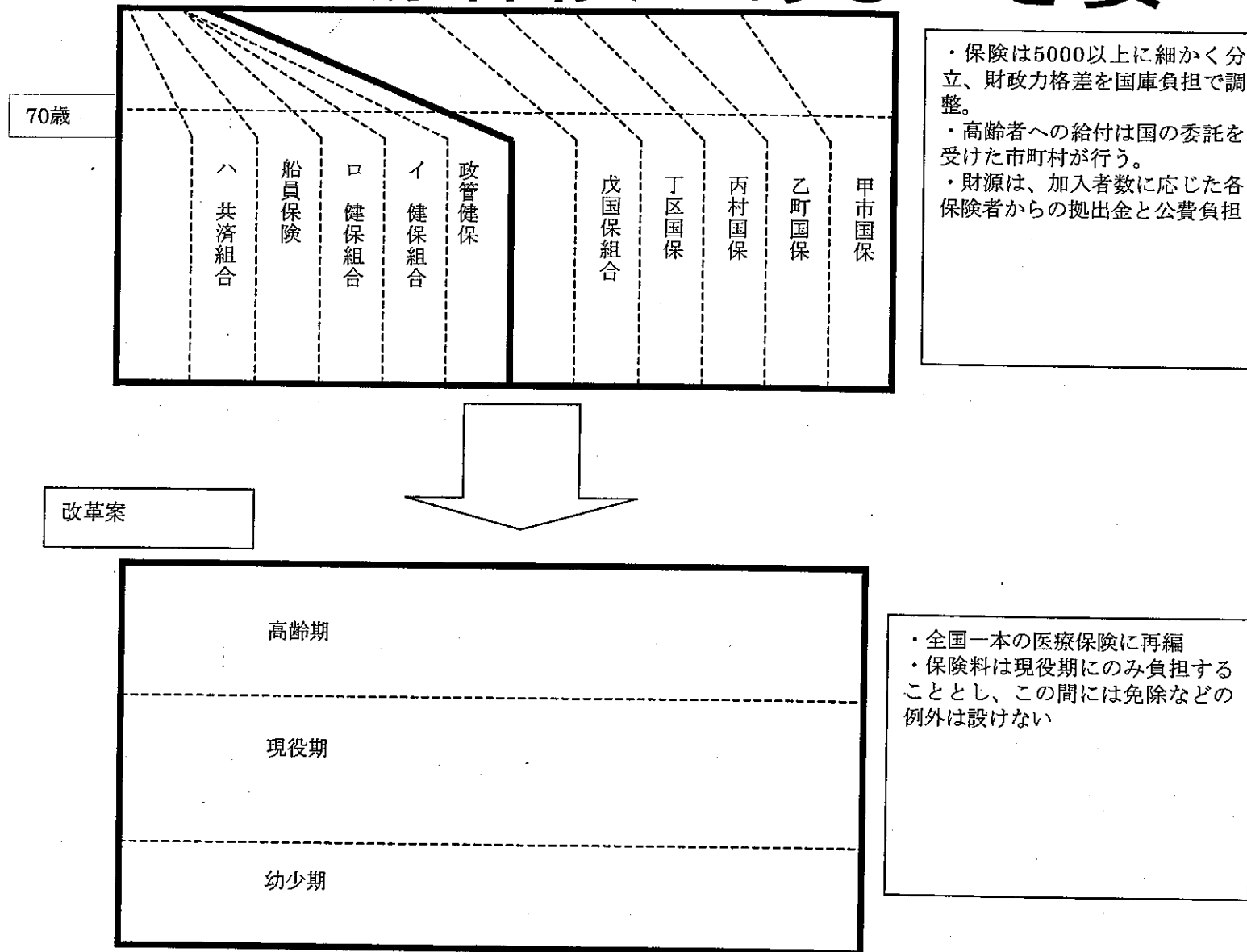
保険料の格差



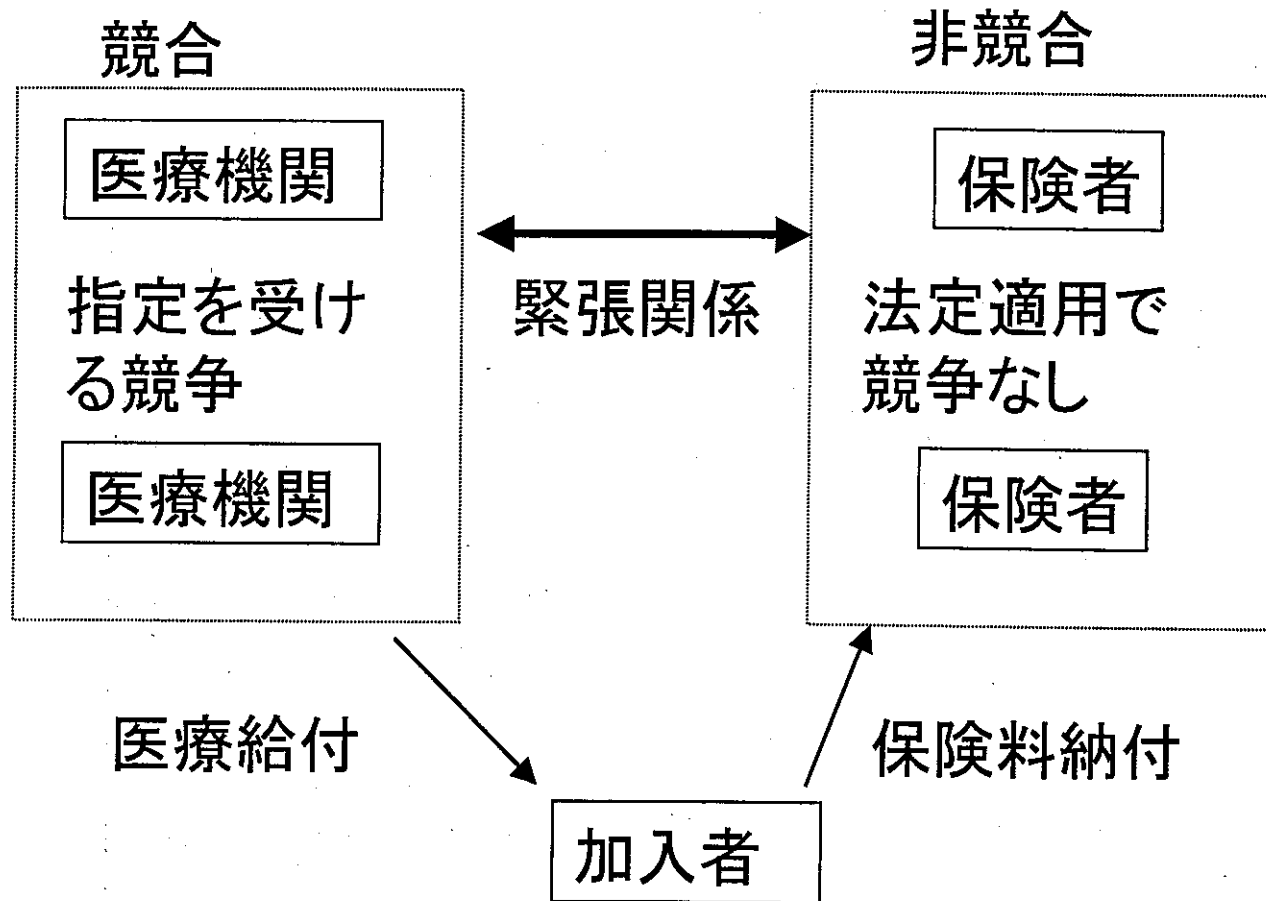
医療保険給付のあり方

- 個人ごとにIC保険証交付
- 給付内容の統一
(一部負担、自己負担の割合等)
- 保険料未納者への給付ペナルティ
(滞納期間比率で減額するのが簡明)
- 医療供給体制を戦略的に整備
- 健康作り産業の育成

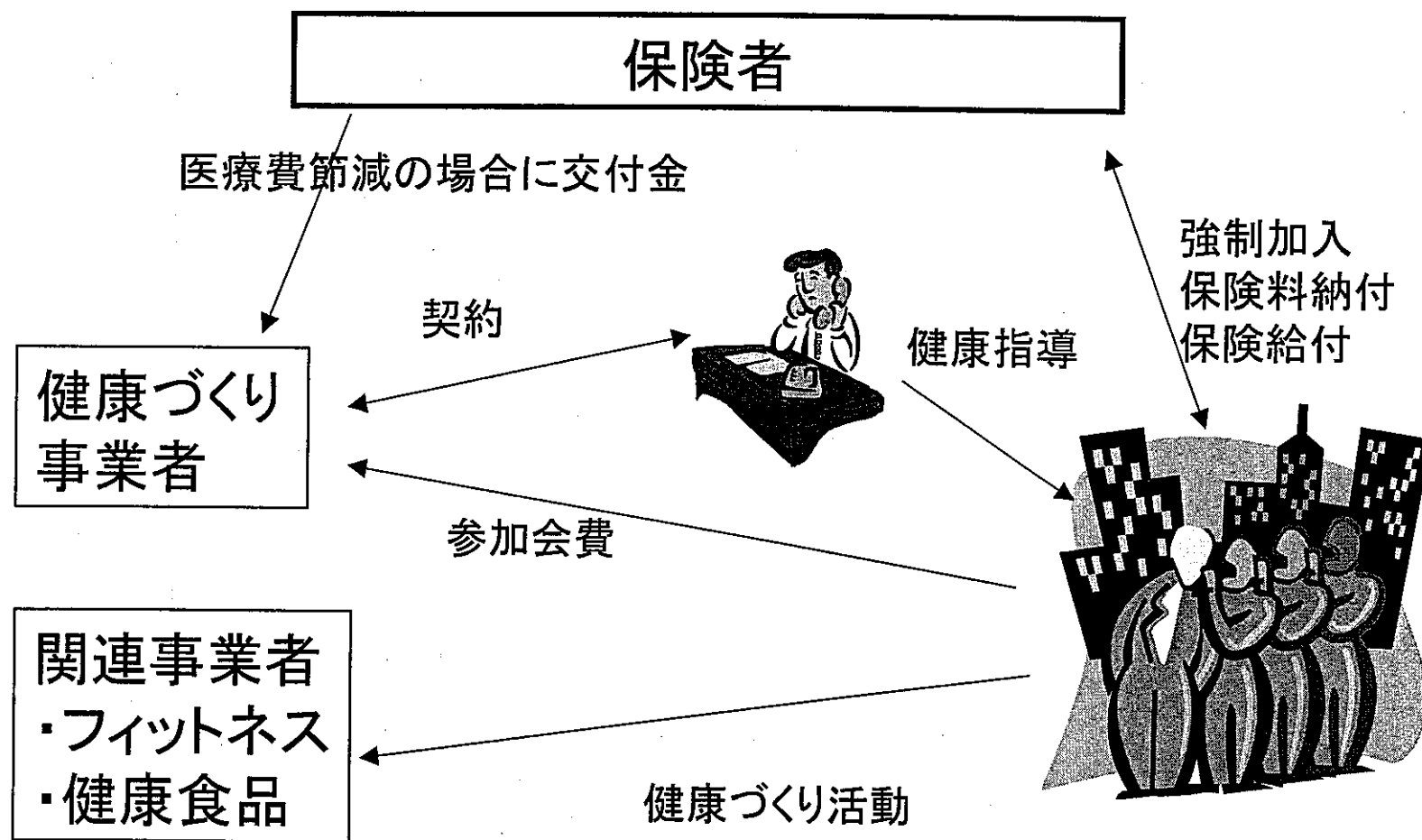
医療保険のあるべき姿



医療保険の競争条件

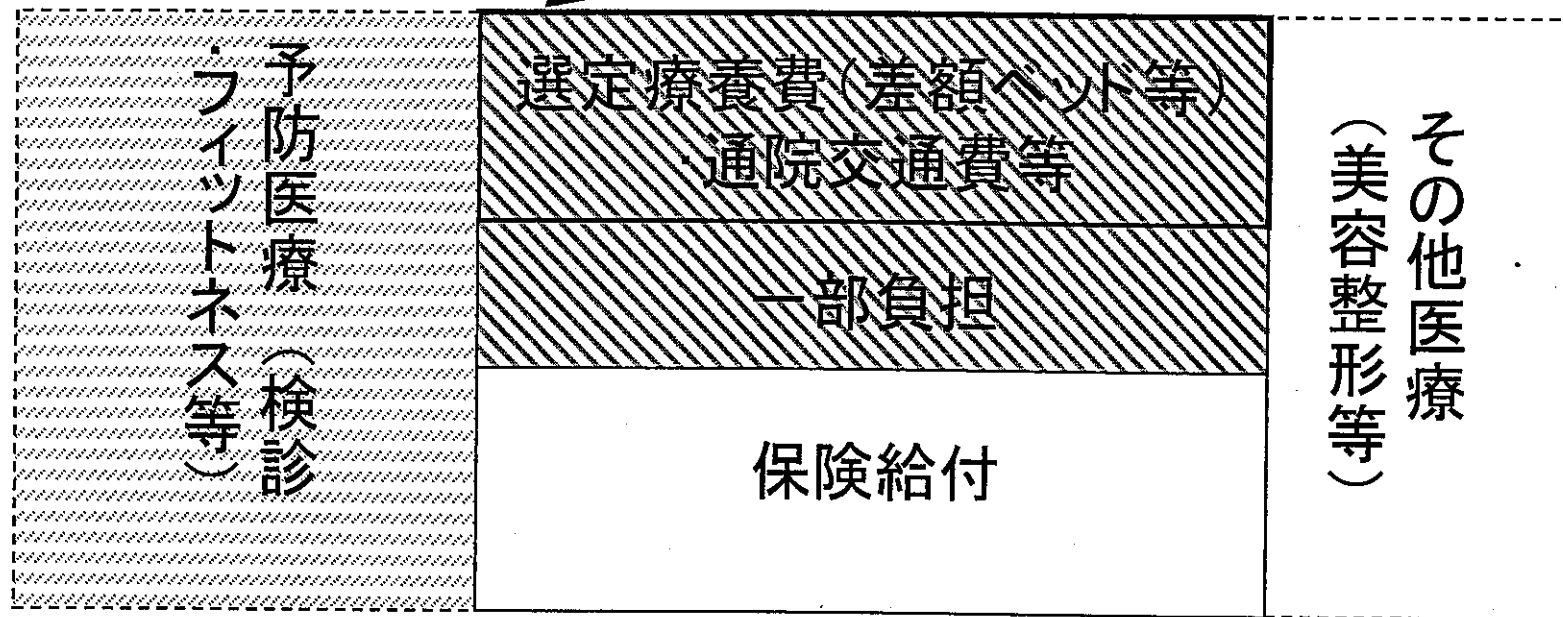


健康づくりと医療保険



健康づくり費用控除の提案

支払い医療費(実線部分)－保険金等の補てん額－10万円

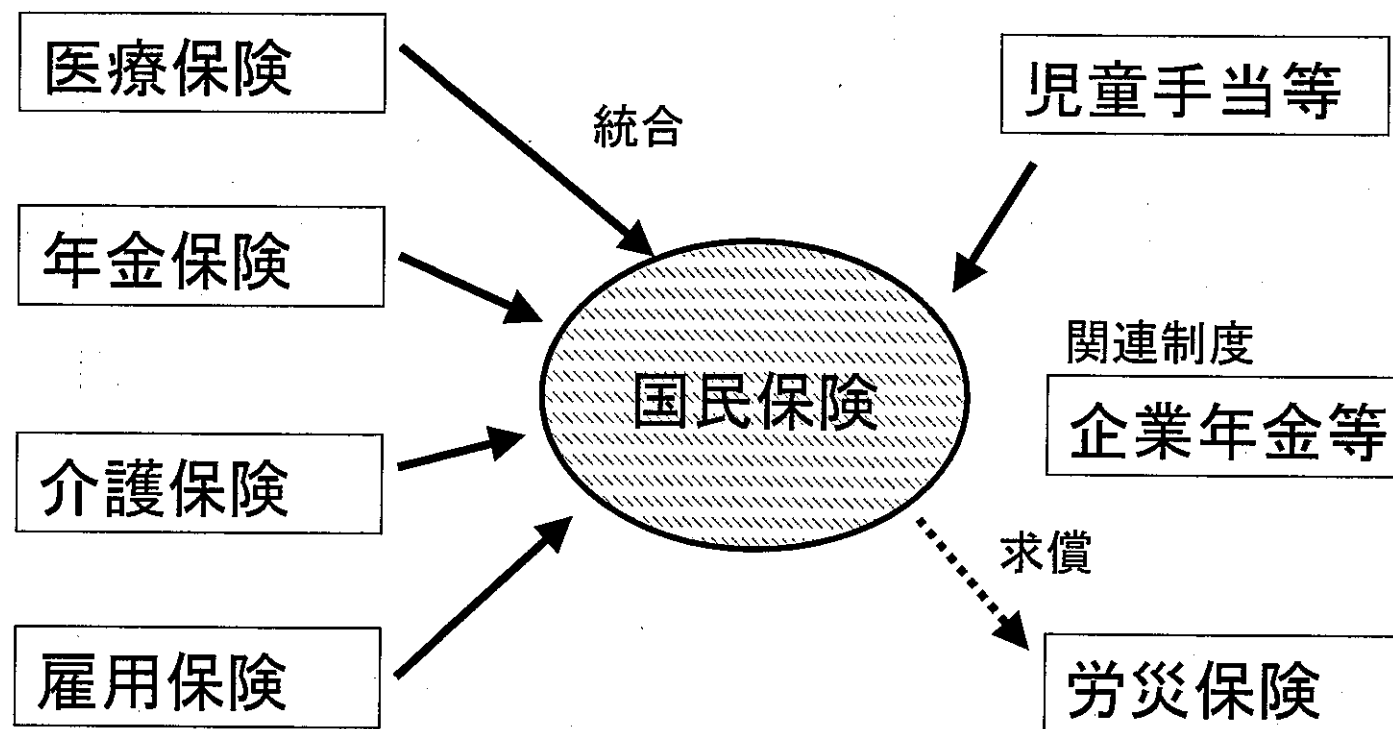


- 1 高額所得者は一部負担の相当部分が還付され、効果減殺
- 2 保険料滞納の結果による無保険者にも控除が適用される
- 3 生活習慣病対策上予防医療の誘導策が必要

社会保険は「長生き」保険

制度	保険料納付者	給付
医療	年齢問わず全被保険者	老人医療費は弱年者の5倍
介護	40歳以上全員	実態的な受給は老人
年金	65歳未満の稼得活動者	老齢年金が大部分 障害、遺族年金はわずか
まとめ	実態としては、現役時代に保険料納付し、老後に給付を受け取る	

社会保険統合一元化と国民保険構想



年齢による被保険者区分

負担

給付

高齢世代

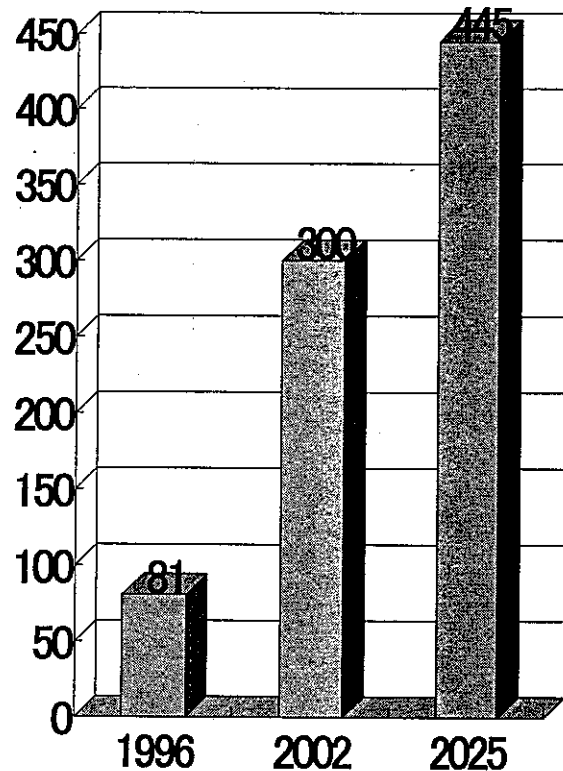
現役時代に、
①例外なく
②同一算定式
で保険料負担

現役世代
18歳の4月から
65歳の3月まで

年少者

生涯を通じて
被保険者として
保険給付
の受け手になる

雇用・雇用外の在宅勤務増加



- 自宅や小規模オフィスで仕事する在宅勤務者が300万人(全労働力の5%)突破。育児・介護休業者や身障者にソフト開発をさせるなど。
- 独立して複数企業の仕事を請け負う在宅勤務者も増加。
- アメリカ2000年に1650万人、日本でも2025年には445万人？

(社)日本テレワーク協会調べ。2002.6.1日経新聞

所得税の計算方法

1 課税所得の算出

非課税所得あり:文化功労年金・社会保険給付・損害
保険金・家族間の扶養・通勤手当等

所得金額(左)－所得控除額(右)＝課税所得

給与所得(給与所得控除)
事業所得
不動産所得
雑所得(老齢年金特例)
譲渡・一時所得
利子・配当所得
退職所得(計算の特例)

医療費控除
社会保険料控除
生命・損害保険料控除
人的控除
勤労学生控除
寄付金控除
基礎控除

2 課税所得→税額算出(累進税率)→税額控除等

社会保険料と所得(個人住民)税

	社会保険	所得税
被用者	・会社からの給与のみ対象 ・生収入に賦課（原則控除概念なし） ・定率だが、下限・上限あり（応益負担）	・あらゆる所得が対象 ・経費控除、各種人的控除などあり ・青天井の累進制
自営業者	・本業収入に賦課するほか、被用者と同じ	・上記と同じ

年度標準報酬区分

